

## JR 南船橋駅南口市有地活用専門委員会設置要綱

### (設置)

第1条 JR 南船橋駅南口市有地の活用事業（以下「事業」という。）に当たり、事業者の選定等必要な事項の審議の公正性、透明性及び客観性を確保するため、JR 南船橋駅南口市有地活用専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施方針の策定に関すること。
- (2) 事業者の選定方式、募集要項、選定基準、応募書類の審査及び選定に関すること。
- (3) その他事業の推進に関し必要なこと。

### (組織等)

第3条 専門委員会は、委員7名以内をもって組織する。ただし、委員の過半数は学識経験者とする。

- 2 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 専門委員会は、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (意見等の聴取)

第5条 専門委員会において必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審議を行わなければならない。

- 2 委員は、事業に応募することはできない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、企画財政部政策企画課において処理する。

(災害補償)

第8条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行し、事業者が選定された日をもって失効する。